

原賠法に切り込みノー・ニュークス権提唱

キリスト者も後押し 原発メーカー提訴

福島第一原発事故における責任は原子力事業者だけでなく、原発メーカーにもあるとして、1〜4号機の製業者である米ゼネラル・エレクトリック（GE）の日本人法人

・GEジャパン、東芝、日立と社を相手に、原告一人あたり100円の損害賠償を請求する「原発メーカー訴訟」が1月30日、東京地裁に提訴された。原告資格は「フクシマ事故の映像を見て精神的シ

ョックを受けた世界中の人々にあるとし、国内だけでなく国外からも原告を募集。原告は千45人（国内千58人、海外32か国37人）による。

目的は、原発体制保護の仕組みが極めて不合理的であることを問い、その違憲性を明らかにすること。島根宏井護団長は訴訟を起す意義についてこう語る。「原子力損害賠償法（原賠法）には原子力事故の責任をその原子

力事業者（電力会社）のみに向け、賠償責任を負わない（4条1項）という責任集中制度が規定されている。この制度が世界中を覆う大原則となってい

る。すなわち、自分たちの製造物によって事故が起きても、何も責任を問われない仕組みだ。損害賠償請求の裁判でも原発メーカーは蚊帳の外で、非難の対象とさえされない状況の中、原発輸出に

よる利益膨大を図っている。この原発・原子力体制を覆う大原則となってい



制を揺るがすには、その中核に切り込まないといけない」と語った。

「この裁判を通じて、新しい人権としてのノー・ニュークス権を提唱していきたい」とも強調し、「憲法13条の幸福追求権

記者会見で訴訟の意義について語る島根宏井護団長（前列中央）

及び25条の社会的生存権を根拠とする「原子力の恐怖から免れて生きる権利（ノー・ニュークス権）を打ち立てるため、このような原子力体制のようなものを強力で保護する仕組み自体が僕らのノー・ニュークス権を侵害している」とい

う主張を詳細にやっている」と語った。

「原発メーカー訴訟」の会（渡辺信夫会長）の副会長事務局長は「最終的には全世界から1万人の原告を集めたい」と強調し「独ハイデルベルクの有名な神学者は『虎のしっぽをつかまされたね』と言われた。世界教会協議会（WCC）もこの訴訟に全面的に協力してくださる。今後も原告を集めつつ全世界の市民と国際連帯し、一緒に原発メーカーの責任を追究していきたい」と語った。

詳細は<http://ermite.jusske.net/makersros.html>【中田 勉】